

関釜裁判ニュース

1998年10月25日(土)

第25号

金山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年十一月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求めて、國を相手に提起した裁判である。

広島控訴審にむけて

松岡 澄子

◇控訴

団体の機関紙等への原稿依頼や講演の依頼があり、社会の注目を集めた画期的判決という自覚を新たにした。

早いもので四月二七日の下関判決から五カ月が過ぎた。「司法判断の扉を開いた点では画期的」という高い評価と「原告の実質全面敗訴にも等しい失意と落胆」の両側面が露呈された当日の支援者と原告達の光景は、今も脳裏に焼きついて離れない。

当初、この判決を巡って、評価が必ずしも一枚岩ではなかったのだが、日本の戦後補償裁判史上、初の「一部認容」を勝ち得た下関判決は、次第に高い評価を受けるようになり、積極的にこの判決を活かそうとする気運が高まつていった。

関釜裁判を支援する会にも、新聞社や各

支援する会は、直ちに判決内容を求める声に応えて、判決文全文を冊子として発行した。五月、東京での関釜裁判の報告集会や、六月には、韓国挺身隊問題対策協議会の主催で、「関釜裁判評議会」がソウルで開かれ、山元晴太弁護士が「関釜裁判概要と意義」について報告された。評議会のあと、挺対協から日本の司法界にあつて、原告の請求を一部認めた山口地裁下関支部の三人の裁判官と、福岡の弁護士三人に対し感謝の意が届けられた。

原則として賠償責任は問われない」と判断（反対）に反する」と控訴の理由を説明した。原告側も、控訴審で元「慰安婦」原告三人も附帯控訴してなり、一審と同じく十人の原告団である。



控訴審に向けて討論する釜山の原告たち（98年9月20日）

◇控訴理由書

十月八日に「控訴人ら第一次準備書面」が広島高裁に提出された。第一審の争点

（1）道義的国家たるべき義務による責任、

（2）損失補償責任、（3）立法不作為に

よる国家賠償責任、（4）挺身隊契約による責任の不履行、（5）不法行為による國家賠償責任、に加えて（6）公式謝罪の必要性、が新たに加わっているのが特徴と言える。

原告側の主たる請求根拠の「道義的国家

たるべき義務に基づく国家賠償法の適用」に対する判決は

（1）道義的国家たるべき義務」と「平和的生存権」の関係が不明確

（2）「戦争被害に対する賠償は国家間条約を本則とする」

との理由で棄却された。

控訴審においては、あくまで主たる請求根拠がポイントになる。（1）に対しても、ポツダム宣言をうけて作られた日本国憲法は植民地支配と侵略戦争に対する深い反省から、平和国家としての歩みを宣言した。その根拠を、不作為としての憲法九条の戦争と武力の放棄、作為として憲法前文二項

の近隣諸国民との信頼関係の構築に置き、近隣諸国民の「平和的生存権」を犯したことへの謝罪と賠償＝戦後補償を信頼構築の不可欠の作為として命じている。

（2）に対しても、日本国憲法が作られ

た当時（一九四六年）は、原告たちは日本国籍を有していたのであり（一九五一年のサンフランシスコ条約で喪失）、大韓民国も未成立であつたので、「国家間条約によつてなされる」との一審判決は理に反している。

また戦争による重大な人権侵害に対する個人の賠償請求権は、本件当時、慣習国際法として確立していたとして、ハーグ陸戦法規、クリストファー・グリーンウッドによる専門意見書を新たに採用し展開している。

請求の根拠を憲法前文と九条に求めた弁護団の控訴審における準備書面の展開に期待しているし、論戦が楽しみである。第一審で実現できなかつた学者証人なども申請して行く予定である。そして何よりも、裁判官の心に響き、事実認定させた原告本人の訴えを意見陳述として広島高裁でも語つてもらうつもりである。

◇控訴審に寄せて

いよいよ広島での控訴審が始まる。福岡からは裁判所が遠くなつたが、地元に「関釜裁判を支える広島連絡会」が結成されたことは心強い限りであり、感謝に堪えない。原告たちは控訴の堅い意志と、今度こそはの期待を持つて、広島へ馳せ参じるであろう。

「慰安婦」問題を巡る情勢としては八月二一日に、国連人権小委員会でゲイ・J・マクドゥーガル特別報告官の報告「武力紛争時における組織的強姦・性奴隸及び奴隸類似慣行」(第二次世界大戦時に設置された「慰安所」についての日本政府の法的責任の分析)と題された付属文書を含む)が全会一致で採択された。報告書の最後に勧告として、国連人権高等弁務官が日本政府と協力して、犯行者を訴追するための機構を確立すること。被害者に法的賠償を支払うための機構を確立することなど四項目を提言した。

しかし、国連での前向きの機運を打ち消すようかのように、十月九日、東京地裁は

フィリピン「慰安婦」訴訟を事実認定もな

しに棄却した。国側の主張を全面的に認め、

国際的潮流に逆行する古典的な国際法の解釈で事実上の門前払いの判決となつた。リラ・ビリビーナやマラヤ・ロラズは言うに及ばず、韓国挺対協も判決を「世界の良心への挑戦」とする糾弾声明を発表した。

九月末、「在日韓国人」元軍属の障害者年金訴訟で東京高裁は請求を棄却したもの

の、政府・国会の責任を指摘し、早急な対応を強く求めた内容であった。フィリピン判決で下関判決に続く立法化への傾きが一挙にやり戻され、後退した現実に、東京地裁の裁判官の高慢と堅苦な態度に憤りを禁じ得ない。広島高裁での控訴審の前途に樂観はできない。が、下関判決で勝ち得た“前進”を武器に果敢に挑戦して行きたい。

その為には、被害者の要求を原点に、立法化運動や、世論喚起の地道な活動を担つていかねばと思っている。

■ 関釜裁判判決文 ■

前回紹介しました、原告側最終準備書面も収録した「判決文全文」冊子は、おかげさまで千冊完売しました。
今度は判決文全文だけの冊子を作りました。
1冊400円、送料210円です。
はがきか、FAXでお申し込み下さい。
申し込み先は、最終ページをご覧下さい。



9月18日韓連帯集会
(於東京) 写真提供
裴東錦氏

「関釜裁判を支える広島連絡会」

発足にあたって

土井桂子

敗戦時生後十ヶ月だった私は、日本の戦後と共に生きてきました。農村で生まれ育つ私にとって、戦後復興の苦しみも直接的な体験としては無く、学校で教えられる民主主義と男女や人間の平等と日常生活の男尊女卑や封建的な人間関係とのギャップに悩む程度で、家庭内に戦争犠牲者がいなかつたこともあって戦争の悲惨さを直接感じずに育ちました。まさに「与えられた平和と民主主義」の中で、そのためにどれだけ多くの大きな犠牲が払われたのかを深く理解することなく大人になったのです。

日本の近代史を教科書以外の視点で学び直したのは二十代後半、天皇制に起因する諸問題がより具体的に理解できるようになつたのは、外国人登録法に取り組むようになつた四十年代。日本と国際社会の間に存在する色々な問題を知るようになって、日本人であること誇りにできるのは基本的人権の尊重・戦争放棄・主権在民をうたつた憲法でありその憲法の実質化をはかることだ、との思いでこれまで色々な活動に取り組ん

できました。そうした中で知るようになつた日本軍「慰安婦」問題。ある学習会で川田文子さんが、「軍隊「慰安婦」の問題は過去の問題ではなく今後繰り返されないための未来のための平和運動なのです」と言わされたことを今改めてかみしめています。

一九九五年九月、北京の世界女性会議NGOフォーラムの「紛争下の女性に対する性暴力国際シンポジウム」に参加し、国際的視野から日本軍「慰安婦」問題を捉える機会を得、その後に知らされた沖縄で起こった米兵による少女暴行事件、またその後今日まで報道され続ける紛争下における兵士による女性に対する暴行事件。軍隊「慰安婦」問題は女性の人権の確立と平和な世界実現のための運動の接点だと思っていました。

そして外国人に対する戦後補償は「間違つたことをしたら謝り償う」という人間として一番基本的な義務を「人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとした」と決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と誓った憲法を持つ国として日本が国際社会に対し当然果たすべきことです。（日本人の戦争犠牲者には一六の援護立法がされているのですから）この責務を果たして初めて日本の名誉と誇りが回復されるのだと思います。まさに「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道德の法則は、普遍的なものであり。この法則に従うことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる」と憲法が述べているとおりです。

今回、広島高等裁判所で控訴審が開かれ実現のための運動の接点だと思っています。そこで外国人に対する戦後補償は「間違つたことをしたら謝り償う」という人間として一番基本的な義務を「人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとした」と決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と誓った憲法を持つ国として日本が国際社会に対し当然果たすべきことです。（日本人の戦争犠牲者には一六の援護立法がされているのですから）この責務を果たして初めて日本の名誉と誇りが回復されるのだと思います。まさに「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道德の法則は、普遍的なものであり。この法則に従うことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる」と憲法が述べているとおりです。

今回、広島高等裁判所で控訴審が開かれ実現のための運動の接点だと思っています。そこで外国人に対する戦後補償は「間違つたことをしたら謝り償う」という人間として一番基本的な義務を「人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとした」と決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と誓った憲法を持つ国として日本が国際社会に対し当然果たすべきことです。（日本人の戦争犠牲者には一六の援護立法がされているのですから）この責務を果たして初めて日本の名誉と誇りが回復されるのだと思います。まさに「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道德の法則は、普遍的なものであり。この法則に従うことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる」と憲法が述べているとおりです。

今回、広島高等裁判所で控訴審が開かれ実現のための運動の接点だと思っています。そこで外国人に対する戦後補償は「間違つたことをしたら謝り償う」という人間として一番基本的な義務を「人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとした」と決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と誓った憲法を持つ国として日本が国際社会に対し当然果たすべきことです。（日本人の戦争犠牲者には一六の援護立法がされているのですから）この責務を果たして初めて日本の名誉と誇りが回復されるのだと思います。まさに「われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道德の法則は、普遍的なものであり。この法則に従うことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる」と憲法が述べているとおりです。

釜山原告訪問記

九月二十日、連れ合いと東京の村中さんと三人で釜山に行った。（村中さんは東京からの韓国行航空券がとれず急拵福岡経由で渡韓することになった）下関判決を聞いて怒って帰国した原告たちや、判決の時体調悪く来日できなかつた原告に判決報告すること、広島高裁で争われることになる控訴審の見通しと弁護側の方針を話すこと、個別に健康状態と生活状況を聞くこと、支援する会の支援のあり方を説明することが主な目的だった。

【皆で討論】

午後一時、釜山港に着くとソウルから来てくれた朴（ハク）さん、釜山の柳（ヨウ）さん、朴（ハク）さん、李（イ）さん、姜（カ）さんが迎えてくれた。フェニックスホテルに直行し、通訳としてマッキントッシュさんに紹介されたソウル在住の在日韓国人三世許伯基君と合流し、ホテル上階のレストランの別室で九人で話した。五人の原告（皆さん勤労挺身隊）が夫々入り乱れて話すので通訳が大変だったそうだ。私たちは彼女らが国民学校時代に覚えた日本語に頼つて会話を

いるが、それが不正確なものだつたと実感した。彼女たちの発言を紹介する。

「あとどれ位生きると思つてているのだ。
やるものがあるのなら早くしなさい」

「今まで六年、あと三年。それまで生きられるのか」

「慰安婦の人と同じ日本のために苦しめられた。同じ朝鮮の若い娘が動員された。何故慰安婦だけ賠償する」

「偶然年が若かつた。戦争が終わるのが遅かつたら慰安婦になつていたに違いない」

「日韓条約でも話されなかつた勤労挺身隊を解決したものとするのはおかしいではないか」

「国民基金の余つたものを回してもらえると聞いた。いっそそれでもいい」

【個別聞き取り】

「慰安婦問題がクローズアップされていて、勤労挺身隊問題をもみ消そうとしている。国民基金の余りものをもらうのではなく闘つて勝ち取りたい。慰安婦問題が勝つたのだから突破口になるのではないか。たしかに慰安婦の人たちは苦しかつた。私たちも苦しめられた。問題に大小はない。同じ脈絡だ」

「テレビに出て家族から恥ずかしいから裁判をやめてくれと言われている。いちいち人に説明できないし、回りが混乱している。

裁判も報道も慰安婦問題と一緒になつてゐる」

「姉の娘からおばさんは学生時代に慰安婦で行つてきたから体のあちこちが痛いんだねと言われた」「自分たちはいいが子供たちが傷つけられて可哀想だ」

「私はまだ傷が癒えていない。こんな話をすると手足がしびれる」

「とても再現できないが緊張した討論だった。四時間近くこれをやつて疲れきつて休憩を兼ねて食事に出た時、朴（ハク）さんが耳元でささやいた。「今日心おきなくこの話ができると思って嬉しくてやうべ眠れなかつた」と。

院に行けない。

△朴(ソヒ)さん△不眠症なので一ヶ月前から三時に起きて四時半に教会に行っている。

申告した時から血圧が上がり百九十までになつた。次男が証券で失敗して家を差し押さえられ、長男が弟の借金の利子を払つている。長男も大学生と高校生の子がいて余裕がない。パスポート更新するお金がなく姜さんに借金した。病院に行くお金がないので薬局で薬を買つていて。副作用のない薬は高いので、安い睡眠薬と降圧剤を買つてている。

△李(ヨリ)さん△個人タクシーをしている長男が飲酒運転で免許をとりあげられ、離婚した。夫は会社をクビになり、同居している大学生の四男は学費を稼ごうにもアルバイト先がない。あれこれ心配して吐き気と下痢が止まらない。医者は胃炎だと言つている。

日本で会う彼女たちは非日常の興奮状態だが、釜山で会うとすっかりやせた李(ヨリ)さんははじめIMF体制が夫々の原告の生活を直撃していた。さらに判決で顔をさらした原告たちは内外の差別と闘っていた。地域や家族の中で「慰安婦」と混同されるという現実の中で、裁判をやめようかと悩みながら、皆助け合つて裁判を続けていく

ことを決心した。

【ハルモニ宅訪問】

二十一日午前中に、東京の遺族会の裁判の「慰安婦」原告で、国民基金反対行動を共にした李貴粉(ヨリ)さんの家に行つた。彼女は弟の息子一家と暮らしていて、一番いい部屋を与えられ大切にされている。退院したばかりで、杖に頼る室内移動がやっとという状態だった。足の骨折を二度し、全身麻酔を二度したので危なかつたそうだ。「退院した翌日(九月八日)韓国の外務部に電話した。金大中大統領が訪日する前にしたかった。当事者が生きているのに政府間で話をつけるのは反対!こうすることをする元氣があるから私は大丈夫だよ」「韓国政府が外圧をかけていれば九二年~九三年に解決しているはず」「私は商売してお金を貯めて利子で食べているからお金はいらなさい!」ともかくこのおばあさんはすごい。

村中さんと朴(ソヒ)さんがソウルに行くためのセマウル号の時間が迫つていたので、昼ご飯をご馳走になつて、食い逃げするような格好で十二時半頃李貴粉さんの家を出た。柳(ヤマ)さんのお所に泊まつた朴(ソヒ)さんと釜山駅で合流し、コーヒーを飲んで一人と別れて、鄭水蓮(チョンスルン)さんの家に向かつた。タク



鄭水蓮さん

夜は河順女さんの家を訪ねた。前回お会いした時は家のなかを歩き回っていたのに今は立ち上がるのも大変なようで足が腫れていた。前は慰安所で殴られた後遺症で頭痛がひどく「死にたい。生きていて何になる」と言わされて絶句していたが、今回は「寄つてくれてありがとう。嬉しかった」と何度も言われた。ずっと妹一家と暮らしていて、妹の息子が申告したが、その後トラブルが絶えず、お金が入って家を出でては連れ戻される繰り返しの中で、歩けなくなつて妹と二人釜山中心部を一望できる山の坂の上の元肉屋の店舗あとを借りて、終日玄関の土間にゴザをしいて道行く人をみているという。終の住み家に落ち着いたおだやかな河順女さんの表情は私がはじめてみるものだった。

込んだ話ができます、午後台風で荒れる玄海灘を船で帰った。(これから九月の船には絶対に乗らない!)

(花房恵美子)

～読んでみませんか～

「戦争と罪責」野田正彰著 岩波書店

戦争、戦後の時代を通じて、日本人は「悲しむ心」を失ってしまったのではないか。

精神医学者である野田氏は、中国で破壊、虐殺行為を行った兵士たちに綿密な聞き取り調査を行い、「罪の意識」を自覚することなくそれを抑圧してしまった日本の文化を明らかにしようとする。元兵士たちの「心の欠落」は、そのまま現代日本の「心の空疎さ」につながるのではないだろうか。

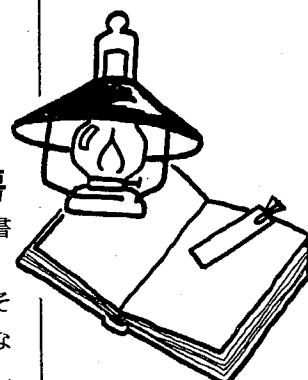
中国人への非人道的行為の、徹底した告白と認罪をおこなった撫順戦犯管理所をとりあげ、野田氏は「敗戦後、戦争に直接かかわった日本人はすべて、撫順戦犯管理所に入れるしか、表面的にも変わる道はなかったのではないか」とまで指摘している。

「心的外傷と回復」ジュディス・L・ハーマン著 みすず書房

豊富な実践と豊かな感性と深い思索に支えられた研究書でもあり、実践報告書でもある。

心に深い傷を負った人々が、どのように傷を癒し、自己を再生していくか、その過程とたちあうということは、回復を支援するということはどういうことなのか、被害者の自己回復とともに裁判支援のあり方も考えさせられる素晴らしい本だ。

「支援する会」で連続学習会を行っている。参加を希望される方は事務局まで連絡ください。



支援依賴

二十二日午前、釜山の金龍煥牧師に会つた。この旅のもう一つの目的は釜山での支援体制がつくれないかということだった。実はこれまで原告の世話をしてきた金文淑さんが裁判からおりられたので、裁判をしていることの賛同を得られず孤立している原告たちが元気で裁判を続けていけるように、釜山での支援の輪ができないかということについていた。残念ながら金牧師が多忙で突つ

真相究明法の成立を目指す

超党派議員連盟が結成

約百人を越える衆参両院議員が参加

花房俊雄

◇議員連盟が設立

昨年九月の結審以降、支援する会が、署名活動や地方議会への働きかけを通じて、アジアの戦争被害の真相究明法の設立を訴えてきたが、国会議員自らの手でその第一歩がついに踏み出された。

韓国の金大中大統領の訪日を一週間後に控えた九月三十日、衆議院第二議員会館で「恒久平和のために真相究明法の設立を目指す議員連盟」の設立集会が開かれた。鯨岡兵輔（自民）・鳩山由紀夫（民主）・浜四津敏子（公明）・土井たか子（社民）・武村正義（さきがけ）の五氏の呼びかけに三三名の国会議員と二十数名の代理出席を得て設立され、その後の記者会見で設立のニュースが全国に流れた。加盟議員は十月十三日現在百一名（自民九、民主四八、平和・公明一八、自由一、共産五、

社民一七、さきがけ一、無所属二）にのぼっている。市民運動と共に真相究明の議員立法に奔走してきた田中甲議員が事務局長に決定した。代表などの決定はこれから。

田中甲議員が作成した「国立国会図書館法の一部を改正する法律要綱」が集会の後半で配布され、今後この案をたたき台にして検討される。その内容は、国立国会図書館内に「恒久平和調査局」を設置し、旧日本軍や国が関与した強制連行や強制労働、「従軍慰安婦」・生物化学兵器の開発と使用の実態や被害等について調査し、国会としての事実認識を正式に打ち出すことが目的である。調査会を政府部内ではなくて国会内に置くのは、行政官僚の介入を排すため。

また国立国会図書館は多数の調査スタッフを抱え、既に諸外国に置ける戦後補償の調査をなしてきた実績を踏まえてのこと。ただし、この法案では、民間の学者をスタッフとして加えられることや、被害者の公聴会を開けないことなどのデメリットもあり、関係者の間で議論が交わされている。

さて、昨年結成された「戦争被害調査会法を実現する市民会議」（関釜裁判を支援する会も参加している）と「戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会」が国会議員連盟が結成されたことで、戦後五三年をへてようやく立法府が、真相究明に向

員に働きかけ、とりわけ去る五月一四日両者主催で国会議員を招いての院内フォーラムの成功で力強い歩みを踏み出した。元「慰安婦」への立法解決を求めた関釜裁判の判決の直後で、会場にあふれた市民や宗教者一七〇名の参加者の熱気の中で、鳩山由紀夫氏は「山口地裁下関支部で出された判決は、国会の責任をはつきりさせたという期が、ついに、当然のことながらやってきたと考え、他の政党の方々とも協力して法制定を進めたい」と発言。外に鯨岡議員ら七人の議員が参加した。その後東京高裁も七月、朝鮮半島出身の元B.C級戦犯訴訟の判決、九月の在日韓国人元傷痍軍属訴訟の判決で立法解決を強く促してきた。こうした流れの中で、補償法の実現にはまずは真相究明をと考える国会議員の働きかけで、議員連盟は結成された。以上が、結成に至るまでの経過である。

ともあれ、戦後アジアの戦争被害者への戦後補償に無策を続け、政府とともに戦後補償法から植民地下の被害者をも排除してきた国会に、自民党も含めた超党派の国会議員連盟が結成されたことで、戦後五三年をへてようやく立法府が、真相究明に向

オランダ、中国の元「慰安婦」裁判の弁護団や支援団体の協賛で実現した。今後引き続き「慰安婦」裁判判決に共同して支援を強化すること、関釜判決が示した立法解決の道を具体的に追求することが、弁護士や支援者によって検討された。翌日、集会参加者は「慰安婦」賠償立法の実現を目指して国会議員に働きかけるために「下関判決を生かす会」を結成し参議院選挙明けの八月三日、五日と衆参国議員全員に関釜判決文を配布した。



韓日連帯集会 9月30日(於ソウル) 写真提供 坂内義子代

八月二一日には、国連・差別防止少數者保護小委員会で、マクドゥーガル特別報告者の「慰安婦」問題報告書が全会一致で採択された。同報告書は、日本軍「慰安婦」は性奴隸であり、奴隸禁止の国際法に違反した戦争犯罪であり、人道に反する罪にあたることを詳細に分析し、日本政府に被害者の認定と補償、犯行者の処罰を勧告し、「国民基金」は法的補償ではないと認定しました。クマラスワミ勧告やILO労働条約の勧告を受け継ぎさらに発展させた内容であり、立法化運動への国際的な強い支援になっている。

◇ 「慰安婦」賠償立法の追求始まる

一方、関釜裁判の判決は「慰安婦」問題に取り組む支援者や弁護士に強い感動をもつて受け止められ、六月二十日、東京で集会「慰安婦」裁判の現状と今後一関釜判決を受けて」が開かれ、私と森田さんが参加した。同集会は「在日の慰安婦裁判を支援する会」の呼びかけ、韓国、フィリピン、

九月末には「下関判決を生かす会」は法学セミナーと共同して、全国議員に関釜判決への反応や賠償法への関心を聞くアン

ケートを実施し、回答結果に応じて今後個別の議員要請に取り組もうとしている。

十月七日、「過去の清算」を掲げる韓国の金大中大統領が来日した。金大統領は来日前に雑誌「世界」の編集長のインタビューに応じて、「慰安婦」の問題で我々は国民基金のお金をハルモニたちが受けとるのに反対しました。「慰安婦」問題は日本の政府の責任であって、日本国民の責任ではない。だから国民からお金をもらう筋合いがないのです。そういうものをもらうということは、事の本筋をすり替えることになります。」と明言し、国民基金に代わるお金を生活支援として既に五月はじめ「慰安婦」被害者に支給してきた。さらにマクドゥーガル報告を引き合いに出し、「日本が、このままにすれば、国連の場でさらに問題になると思います。」と指摘している。戦後補償にかかる支援団体は日韓連帯して、東京とソウルで小渕首相と金大統領に、首脳会談の場で「慰安婦」問題をはじめ強制連行被害者の補償を実現すべく要請行動を行ってきた。松岡代表も東京（九月十八日）、ソウル（九月三十日）に出掛け両政府に関釜判決の内容を掲げて要請行動を精力的に行つた。だが日本政府の腰は重く、（日韓共同宣言）に「韓国国民に植民地支配に

より多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受け止め、これに対し、痛切な反省と心からのおわびを申し上げる」との認識が記されて、歴史共同研究への取り組みが確認されただけで「過去の清算」には程遠い結果であった。だが「過去の植民地支配に対する反省」を共同宣言で首相が記した以上、私たちには、「真相究明法」「慰安婦賠償法」の実現として日本政府にその内実の達成を迫ることが一層必要だ。そして、被害者の「恨」が溶けたときが「日韓新時代」の幕開けであることを肝に銘じておきたい。

金大統領の来日中の十月九日、フィリピン元「慰安婦」四六名（すでに七人が死亡）が起こした訴訟の判決が東京地裁であり、請求はすべて棄却された。日本占領下で起きた、日本軍による拉致・監禁・強姦の継続であるフィリピンの被害者は、戦闘における民間人への加害を禁止したハーグ陸戦条約違反を主にして訴えていた。個人が被害回復の請求の主体とみなすのが最近の国際条約の解釈となっている。その国際的な流れに背を向けて、市川裁判長は「軍隊によって被害を受けた個人が、その軍隊が所属する国に損害賠償を求める権利を認めた国際慣習法が成立していたとは思えない」

と述べ、国の主張に全面的に依拠した判決を下した。被害事実に対する認定と判断する避けた全く血の通わない判決であった。関釜裁判と同じ時期に提訴し、「正義の回復」を掲げてこの五年間半闘ってきた原告たちや支援者たちの怒りはいかばかりであろうか。関釜判決が被害者の苦悩の現実から出発しているのにたいし、フィリピン「慰安婦」裁判判決は被害者の苦悩への一片の共感もなく、この間の司法の流れであった立法解決への言及もなかった。しかし、関釜判決での「慰安婦」原告たちの被害の継続が、憲法の根幹である人権の重大な侵害でありつづけている現実とその救済の必要性は、今回のフィリピン判決によつていささかも打ち消されないことを私たちは確認する。

◇地元での立法化運動
福岡においても地元出身国会議員に、支援する会のメンバーがチームを組んで議員事務所を訪問し、関釜判決への理解と、議員立法への協力要請をこの間行つてきた。現在、民主党の松本龍、岩田順介、松本惟子、社民党中央西総裁、三重野栄子、新党平和の東順治各議員に議員連盟に参加していただいた。この他に民主党の北橋健治、



古賀一誠、公明の木庭健太郎各議員には真相究明法の成立を求める署名の紹介議員となつていただいている。今後さらに国會議員への要請を行つて、福岡においても超党派の過半数を越す国會議員に立法化への協力を取り付けて行きたい。

一方、真相究明法の実現を求める政府宛意見書はこれまでに、大牟田市、田川市、方城町、岡垣町、那珂川町、香春町、鞍手町と県下の二市・五町議会で採択された。

判決の後で、敗訴した元女子勤労挺身隊の原告・朴ら〇（パク ソ〇）さんが「法律は人間が作るものでしょう！」と全身を振り絞つて訴えた。その声は私たちの肺腑に刻み込まれている。

ようやく、そしてついに議員連盟は結成された。次は議員立法の法案提出であり、国会議員過半数の賛成による成立を目指して、東京と地方で立法化への熱い要請を今後とも継続して行きたい。

侯巧蓮さんの証言を聞くべ集い

討伐戦を行いました。

この裁判で訴えてくる、山西省出身の原告の方たちの被害は、「八路軍をかくまつていなか」、「お前の父は八路軍か」など

*中国における「三光作戦」の被害者、中国人元「慰安婦」の侯巧蓮さんは、東京地裁に裁判を起こしてしま

す。はじめ、「弁護士の三木さん」「三光作戦における性被害と特徴を、次に侯巧蓮さんの貴重な証言をお話いただきました。

（まどか・井上由美）
中国人「慰安婦」裁判弁護士
三木恵美子さん

侵略してきた土地には、若い女性は沢山いるから、体が動かなくなつたら次のを連れてくればいいという発想としか思えないのですが、彼女たちは閉じ込められている途中で嫌だといふと、死ぬほどの暴力を受けているんですよ。そしてやつと家に帰つてこれたら、家族も殺されていた、家も焼かれていたという状況だった人が多いのです。

P T S D (Post Traumatic Stress Disorder) という言葉を最近よく聞かれる人が多くいます。

非常にショックを受け、そのショックが表面上は愈えたかに見えるけれども、実際は愈えていないために、後遺症として泣けなかつた、という方もいます。

日本軍は中国での侵略戦争の中で、山西省を重要視していました。山西省は、豊富な石炭と鉄鉱石を産出しているからです。炭坑と、その汽車の路線を押さえるのが狙いで、当時の北支那方面軍は、山西省を制圧していきます。それに対し、抗日運動を起した八路軍が一九四〇年八月から十一月、いろいろ反撃作戦をやるわけです。北支那方面軍は人間を住まなくさせてしまふ、家も焼く、田んぼもつぶすところ、掃

いうものです。

当初、侯巧蓮さんのお話を聞いたとき、話が突然飛躍したり、あるシーン、あるシンクだけをものすごくリアルに覚えていて、その間がポンと抜けていたり、絶句していくべきになつたり、しゃべつた後にからだの硬直や失神さえ起こしたり、これはまさにPTSDの症状です。

「慰安婦」の証言の信憑性を批判する人は、辻まじがあわない、話がつながらないものは信用されないとおっしゃるんですが、いつもついとも是非知つてほしい。

被害者には、自分の感情を素直に出してもうとそれが引き金になつて、失神したりわけが分からなくなつたり、自分の行動を抑制できない状態になるので、泣いちゃいけない、と思つてゐるうちに感情が出せなくなつて、親が死んだときも悲しいのに泣けなかつた、という方もいます。

五十年前のことと今さう持ち出して、とう人もいますけど、彼女たちは五十年以上も継続的に苦しめられてきたんですよ。つゞ一時間前のことのように、彼女たちはふとした折に、強姦されて恐ろしかつたときのことを思い出しては苦しんでいます。

証言・侯巧蓮さん

質問・三木恵美子さん



オルを口に詰められました。恐がつたし、つらかったです。

— それから解放されるまで体の様子はどうでしたか。

— お疲れのじいさん、思い出すのも嫌な話を聞いて申し訳ないんですけど、日本兵がお家に来てつらい体験をした、その時のことを見聞かせて下さい。

私が十四歳のある日、日本軍が家にやつてきました。父が当時の八路軍の幹部だったので、私も父も連行されました。日本軍は私たちを村のある庭に追い出し、縛られた父は、薪にする太い棒で殴られ、気を失うと冷たい水をかけられてまた殴られました。

その後、私を入れて六人の女性と、父も進圭村といつといろへ連れて行かれ、四十日ぐらい監禁されました。

— 進圭村に行つてからはどうなことがありましたか。

夜になると私は呼ばれて、そこで一人の日本兵に強姦されました。本当に恐がつたです。逃げようすると殴られ、革の長靴で蹴られました。私が叫んだりすると、タ

回つたり、夜も暴れたりして、夫や息子を苦しめていました。テレビで日本兵の姿を見たら、恐くてたまりません。

— 日本人に対する言いたいことはありますか。

ぜひみなさんの力を借りて裁判をおこないたいと思います。日本政府に謝罪してほしいし、わたしがひどい日にあわされたことを聞いてほしいと思います。

三木恵美子さん



侯巧蓮さん

なぜ「女性国際戦犯法廷」を開くのか。

田川市 石井美登里

一九九八年四月一五～一七日の三日間、ソウルでアジア連帶会議が開かれました。このアジア連帶会議には、日本、韓国、台灣、フィリピン、インドネシア各国から計一四三名の参加がありました。これまでの運動の総括が行われ、特に運動の柱であつた「国民基金との対決」については、各国の努力により「国民基金」はもはや壊滅状態になつたことが確認されました。と同時にこれから連動は「真相究明」と「責任者処罰」を中心に行つていくことである、ということが決議されました。

「真相究明」と「責任者処罰」の具体的な行動として西暦一〇〇〇年（二十世紀最後の年）十二月の世界人権デーの前後に「女性国際戦犯法廷」を開くことが提案され、参加者から歓迎を受け、決議として採択されました。

この「女性国際戦犯法廷」開廷運動の背景には、これまで“女性への暴力”という形の戦争犯罪が明らかにされず、処罰されこなかったことへの問題指摘があります。

一九九三年韓国側から提起された時、日本の運動体は責任者処罰を正面から受け止めることができず、この問題は前面に出ることはありませんでした。しかし、各国の被害者たちの受けた心の傷を治すのは人間としての尊厳の回復で、その実現のために、責任の所在をはつきりさせることしかない

ということに行き着いたのです。そして、責任を明確にし処罰（裁く）することでの解決は、旧ユーゴ、ルワンダ、インドネシア等々の武力紛争下でおきた女性への暴力の問題を解決することにもなり、とても意義深いものがあると言えます。

国際刑事裁判所が設立され恒常的な戦犯裁判が行われますが、過去の戦争犯罪はとりあげないということです。被害者たちの年齢は高くなる一方で、次々と亡くなっています。今年二月に亡くなられた姜徳景さんが死ぬ間際まで、「責任者処罰を」という姿勢を貫いた姿は（フィルムを見たのですが）決して忘れるものではありません。一日も早く真相を究明し、責任を明らかにする必要があるのでしょうか。

西暦一〇〇〇年の一二月・二〇世紀最後の月に開かれる「女性国際戦犯法廷」。女性たちの手によって各国にある証言や手記、資料などが集められ、具体的に責任者

が告訴され、裁判が行われます。「慰安婦」問題で法的責任を日本政府にとらせることが目的です。そして、責任者を明らかにするとともに、法廷の全記録を残し、二一世紀につなぎます。裁判の準備をするために世界各國の女性たちが自分の問題として捉え、一体となつて運動していきます。この真相究明活動は、今後の「慰安婦」問題へのとりくみの重要な位置を占めると思います。

今、国内で展開されている「戦争被害調査会」設置法案を作る運動も大変重要なものです。私が住んでいる田川市の議会では、総務委員会が中心となって各会派から賛同した議員たちの働きかけで議員提案としての「戦争被害調査会の設置を求める意見書」を本議会満場一致で採択しました。一市民として、とても嬉しい事でしたし、勇気づけられる採択でした。（次頁へ続く）





全ては、「真相究明」の運動に集約されていっています。どの様なスタイルをとるうとどの様な方法であろうと、「真相究明」以外に被害者たちの心の傷を回復できないし、同じ事が二度と起きない社会も作れない：そして、女性たちへの暴力がなくなりはしないと思うのです。「女性国際戦犯法廷」開廷運動と、「戦争被害調査会」設置法立法化運動の成功は、今、加害国である日本に生きる私たちが正面からとりくまなければならない課題なのではないでしょうか。

アート・藝術の秋!! おすすめです

演劇「再会」 映画「在日」

戦争の傷は戦後世代の心にも受け継がれているのではないか？その心の傷を癒すとはどういうことなのか？…

「再会」は親の戦争責任を子の世代がどう引き継ぐのかを問い合わせ、各地で上演され、絶賛されています。劇団「IMAGIN」には是非出逢って下さい。

堂々四時間の上映にもかかわらず時間を感じさせない秀れた映画だ。前半二時間の歴史編は映像による良質の教科書ともいえ、断片的な知識や記憶がつながり、その時私はどこに居たのか考えさせられた。後半は、象徴的な在日一世、二世、三世をドキュメントしながら、若き「在日」に「自由に生きていいんだよ。」とメッセージしているように感じた。

是非たくさん的人に観て欲しい。

◆ 11月26日（木）18時30分開演
◆ 少年科学文化会館ホール
◆ 入場料 前売り 三五〇〇円

（当日 四〇〇〇円）

◆ 11月3日（火）12時30分上映開始
◆ パピヨン24ガスホール（博多区千代町）
◆ 入場料 前売り 一五〇〇円
（当日 二〇〇〇円）

重いしか大切なテーマが、
みごとな演技力のアーチャー^{ブル}です。すっかりくばこんで
きました。氣迫と論理と
情感がとけあって、いつに
演技の力を久しぶりに
感じ、元気づけられました。

関釜裁判を支援する会・活動日誌(24)

1998年

- 5月14日 「戦争被害等の真相究明調査会に関する院内フォーラム」(花房)
- 17日 国際人権委員会、少数民族差別防止小委員会で「慰安婦」問題の継続検討の要請文を提出
- 16日 第62回定例会
- 29日 岡垣町議会で、趣旨説明・質疑応答(日吉)
- 6月 9日 飯塚市議会で、趣旨説明・質疑応答(石井)
 - 中国人元「慰安婦」侯巧蓮さんの証言を聴く集い・実行委員会
- 16日 第63回定例会 中国人元「慰安婦」の証言を聴く実行委員会
- 20~21日 ①「慰安婦」裁判の現状と今後
②「慰安婦」賠償法の立法化運動に向けての会議(於 東京)(森田、花房)
- 22日 那珂川町議会で陳情書を採択
- 24日 大牟田市議会で陳情書を採択
- 25日 岡垣町議会、香春町議会で陳情書を採択
- 27日 韓国挺身隊問題対策協議会主催の「関釜判決評議会」山本弁護士報告
- 27日 熊本自治労女性部・平和集会で講演(花房)
- 7月 4日 第1回朝鮮人・中国人、強制連行・強制労働を考える九州集会で、関釜判決について報告(三輪)
- 5日 《日本軍・慰安婦》問題を考える会・福山で、判決の報告(花房)
- 6日 第64回定例会 中国人元「慰安婦」の証言を聴く集い・実行委員会
- 9日 韓国挺身隊問題対策協議会は4・27下関の裁判官3人と関釜裁判の弁護士3人に感謝状を送り、「慰安婦」原告への画期的判決に敬意を表明
- 20日 中国人元「慰安婦」・侯巧蓮さんの証言を聴く集い(200名参加)
- 28日 福岡市教組の「近現代史の授業プランー創るつなぐ」の学習会で提起(花房)
- 8月 3日 入江県議と共に松本龍 三重野 別上 太田代議士の秘書に要請(花房)
 - 3日 「関釜裁判・下関判決を活かす会」が参議院議員250人に判決文を配布。衆議院議員500人に8日に配布
 - 4日 第65回定例会 中国人元「慰安婦」証言を聴く集い・実行委員会

- 7日 長崎反核平和セミナーで関釜裁判について報告(松岡)
- 8~9日 「第9回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国集会」で判決報告(於 金沢)(花房)
- 18日 国会宛の署名、23,092名分を市民会議に送る
- 28日 吉村代議士の秘書に依頼(古川 松岡 花房^後 花房^意)
- 9月 7日 古賀正権 藤 古賀 島津 代議士の秘書に要請(日吉夫妻 山下 花房^意)
- 7日 麻生 北橋 自見 渡辺代議士の秘書に要請(井浦 花房^後)
- 8日 第66回定例会
- 14日 北原県議に公明、新党平和の代議士の紹介の要請
- 16日 関釜裁判ニュース25号の編集会議。
- 18日 韓日連帯集会に参加(於 東京)(松岡)
- 20~22日 釜山の原告に控訴審の検討と健康状態について聞き取りを行う(花房^{後意})
- 27日 広島へ控訴審裁判の支援を要請(山下 花房)
- 28日 田川市議会、鞍手町議会で採択。
- 30日 韓日連帯集会に出席(於 ソウル)(松岡)
- 10月 8日 神崎、弘友、東代議士の秘書に要請(松岡)
- 8日 弁護団が広島高裁に控訴理由書を提出。
- 13日 第67回定例会
- 17日 ニュース25号編集作業
- 25日 ジュディス・L・ハーマン著「心的外傷と回復」の学習会

注) 議会で採択されたのは「戦争被害調査会の設置を求める意見書」です。

注) 代議士に要請したのは「戦争被害調査会法」の署名提出の紹介議員と議員連盟への加盟です。



裁判の傍聴をお願いします

裁判の日程が決まってからニュースをお届けするつもりでしたが、決定が遅れているので見切り発送します。
決まり次第お知らせします。

第一次提訴の元「慰安婦」朴頭理さん、元女子勤労挺身隊の柳下さん、朴SOOさんが来られ、意見陳述する予定です。
多くの方の傍聴をお願いします。



傍聴者多数の場合は抽選になります。
1時間ほど早めにお越し下さい。

広島高等裁判所

広島市中区八丁堀2番-43

☎ 082-221-2411

J R 広島駅から歩いても15分位の距離です。最初はタクシーを利用されるといいでしょう。

福岡から行かれる方は新幹線で原告たちと一緒にいきませんか。

集合場所：新幹線改札口前

明太がつぶやく(22)

敬愛する作家・堀田善衛氏が亡くなれた。
亡くなる直前に出来た著書にあたる
「歴史は忘山らしき端役として存する
のではない。人が思、出しさえすれば
その声を聴くるのだ。」という言葉は心に
留めておきたい(今)

ところで、わたくし、Yがホームページを用意
しました。よくまよが個人の趣味のページなの
で、興味とおひまのある方はどうぞ。
「ごんふく LIBRARY」
<http://www.i-kyushu.or.jp/~yinoue/>

映画「アラベート・ライアン」は兵士の戦場
での恐怖、無力感をすさまじい臨場感で
伝えた。元兵士が自分の心の傷に向かい
合うことをなしに被害者に向かいあうのか?
スケルベーはう二つの映画をつぶらむ
(東)

7月20日の証言集会で、侯巧蓮さんがつらい体験話をされるのを聞いて、「無理矢理に思い出させて酷ではなかったろうか」と、思った集会の参加者も多くおられたようだ。だが、侯さんは思いのだけを吐き出し、会場の聴衆と共に感しあえ、つらさを共有できた安堵感があったようだ。翌日は本当に元気になられ、中国への帰国の途に着かれた。

関釜裁判ニュース 25号

1998年10月25日発行

編集作業人 松岡澄子 佐京剛志
佐京拓子 三輪淳一
花房俊雄 花房恵美子
井上由美

発行

戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子 入江靖弘
連絡先

会費 年間 3,000円
郵便振替 01740-0-47678
口座名 関釜裁判を支援する会